

様式1-2 家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合

提出書類チェックシート

申請先:川西市 住宅政策課(市役所5階5番窓口)

所在地:〒666-8501 川西市中央町12番1号

電話:072-740-1205(直通) FAX:072-740-1317

☞申請から確認書発行までは1週間程度いただきます。

☞確認書の受取りを郵送で希望される場合、返信用封筒をあらかじめご用意ください。

申請書			
☐ 被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式1-2)		当該不動産の相続人の人数分 (相続放棄された方は除く)	
添付書類	コピー	主な取得先	確認事項
☐ ①被相続人の除票住民票	不可	川西市役所 1階市民課など	・被相続人の死亡日、死亡時の 居住地を確認
☐ ②相続人全員の住民票 ※被相続人死亡後に2回以上 住所変更している相続人は、 戸籍の附票が必要	不可	現在お住まいの 市町村役場など	・相続から譲渡まで、相続人全員が 当該家屋に居住していないことを 確認します。 ・解体日以降の発行であること
☐ ③敷地及び家屋の売買契約書	可	仲介業者など	・すべてのページのコピー
☐ ④土地の登記事項証明書 ※換価分割の場合は、 遺産分割協議書も合わせて必要	不可	法務局など	・相続人の人数を確認
☐ ⑤解体後の建物の閉鎖事項証明書 ※換価分割の場合は、 遺産分割協議書も合わせて必要 ※未登記の場合は、解体工事の 領収書及び遺産分割協議書	不可	法務局、 解体業者、 仲介業者など	・建物の建築年月日を確認 ・相続した家屋を解体した日を確認 ・相続人の数を確認
☐ ⑥ i 又は ii のいずれか			
i)水道・電気・ガスいずれかの 使用中止日がわかる証明書 【代替書類】 ・水道・電気・ガスの使用中止時の 領収書又は請求書など (当該建物の住所記載があるもの)	可	川西市水道局 (お客様センター)、 電気会社、 ガス会社など	・当該建物の住所記載 ・使用中止日が相続開始日以降 であること
ii)仲介業者による広告	可	仲介業者など	・宅地建物取引業者による広告 ・当該建物の住所記載 ・「現況空家」「広告日」の記載
☐ ⑦被相続人居住用家屋の敷地等の使用状況が分かる写真(撮影日が記載されたもの)			

☞被相続人が老人ホームに入所していた場合は、①～⑦に加え、次の⑧～⑩を添付してください。

被相続人が老人ホームに入所していた場合は、前述の①～⑦に加え、⑧～⑩を添付してください。

添付書類	コピー	主な取得先	確認事項
☐ ⑧被相続人の介護保険被保険者証 又は障害福祉サービス受給者証など 【代替書類】 ・要介護認定の決定通知書、施設が発行した要介護認定等に関する記録書類など	可	入所施設など	・要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けてたことを確認
☐ ⑨施設入所時の契約書	可	同上	・施設の名称、種類、所在地を確認
☐ ⑩ i 又は ii のいずれか			
i) 水道、電気、ガスいずれかの 使用中止日がわかる証明書 ※⑤の i に同じ	可		
ii) 老人ホーム等が有する外泊、 外出の記録	可	入所施設など	・当該家屋が被相続人により一定の使用がされていたこと

確認書の受取りを郵送で希望される場合	
☐ 返信用封筒	・申請者の住所、氏名を記入し切手を貼った封筒またはレターパックなど。 ・速達を希望される場合は速達料金の切手を貼ってください。 ・複数の申請者分をまとめて代表者へ送付することも可能です。 ・切手料金の不足分は受取人払とさせていただきます。

よくいただく質問とい問い合わせ先のご案内

Q1) 水道・電気・ガスの使用中止日がわかる証明書の請求はどうすればよい？

⇒水道は、川西市水道局お客様センターに請求方法をお尋ねください。

お客様センターTEL:072-740-1262

⇒電気・ガスは各供給会社にお尋ねください。

Q2)建物はすでに壊したが登記はとれる？

⇒取壊し後でも「閉鎖事項証明書」として請求できます。

川西市の管轄は、神戸地方法務局伊丹支局です。

伊丹支局TEL:072-779-3451(代表)

072-779-3471(証明書の発行に関する問い合わせ)

Q3)特例控除を受ける際に必要なものは？

⇒確定申告で必要な書類は最寄りの税務署にお尋ねください。

ご自身が控除の特例の対象になるか、遡って申告できるかなどの特例控除の適用可否に関するお問い合わせは税務署にお尋ねください。